

議案第102号

調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 28 日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

特定任期付職員の給料の額を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年調布市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中「383，500」を「397，700」に、
「432，200」を「448，200」に、「483，700」を
「501，600」に、「551，500」を「571，900」に、
「626，100」を「649，300」に、「712，400」を
「738，800」に、「789，000」を「811，000」に改め、
同条第4項中「第3項」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 3 令和7年4月1日から同年12月31日までの間に支給される給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。